

介護サービス事業者等

自主点検表

認知症対応型通所介護（共用型）

及び

介護予防認知症対応型通所介護（共用型）

事業所の名称

記入者 職氏名

実施年月日

平成 30 年度改正版

大田原市高齢者幸福課

介護サービス事業者等自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

については、地域密着型介護サービス事業所ごとに、法令、指定基準等を基に、自主点検表を作成しましたので、事業所でご活用ください。

2 実施方法の目安

(1) 年1回以上定期的に実施することにより、随時自らの運営状況等について点検してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

基本的には、右側に○が付く場合基準違反となりますので、改善を図ってください。

(4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

(5) この自主点検表は「認知症対応型通所介護」の運営基準等を基調に作成されていますが、指定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型通所介護の事業と指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防認知症対応型通所介護についても認知症対応型通所介護の運営基準等に準じて（認知症対応型通所介護を介護予防認知症対応型通所介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、認知症対応型通所介護独自又は介護予防認知症対応型通所介護独自の運営基準等については、[介護除く]・[介護のみ]と記載していますので御留意ください。

介護サービス事業者等自主点検表 目次

第1	基本方針	4
第2	人員・設備に関する基準	4
第3	運営に関する基準	5
第4	変更の届出	12

(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒ 介護保険法（平成9年12月17日交付法律第123号）
施行規則	⇒ 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
密着基準	⇒ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
予防基準	⇒ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）
密着解釈	⇒ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号）
平18厚告126	⇒ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
平18厚告128	⇒ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
平18老計0331005	⇒ 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
平18老計0331006	⇒ 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成18年3月31日老計発第0331006号・老振発第0331006号・老老発第0331019号）
平12厚告22	⇒ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年2月10日厚生労働省告示第22号）
平12厚告23号	⇒ 厚生労働大臣が定める者等（平成12年2月10日厚生労働省告示第23号）
平12厚告24号	⇒ 厚生労働大臣が定める地域（平成12年2月10日厚生労働省告示第24号）
平12厚告25号	⇒ 厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第25号）
平12厚告26	⇒ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第26号）
平12厚告27	⇒ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生労働省告示第27号）
平12厚告29	⇒ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第29号）
平12老企54	⇒ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
平18老計発1017001	⇒ 「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号）
平13老155	⇒ 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号）

自主点検資料（認知症対応型通所介護・共用型）

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 1 節 基 本 方 針	<p>基本方針（基準41条）</p> <p>○ 要介護状態となった場合においても、認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p> <p>○ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は、当該認知症対応型通所介護事業所において日常生活を送ることに支障があると考えられることから、当該認知症対応型通所介護の対象となっていないか。</p>	はい・いいえ	
第 2 節 人 員 及 び 設 備 に 関 す る 基 準	<p>従業者の員数（基準 45 条）</p> <p>○ 事業所に置くべき従業者の員数は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者、指定地域密着型特定施設の入居者又は指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> <p>この場合において、3時間以上4時間未満及び4時間以上5時間未満（2時間以上3時間未満を含む。）の報酬を算定している利用者については利用者数に1/2を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満及び6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に3/4を乗じて得た数とし、7時間以上8時間未満及び8時間以上9時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に1を乗じて得た数とする。</p>	はい・いいえ	勤務表
	<p>利用定員等（基準 46 条）</p> <p>○（認知症対応型共同生活介護事業所の場合） 共同生活住居（ユニット）ごとに利用定員を1日当たり3人以下となっているか。 （地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型除く）の場合） 施設ごとに利用定員を1日当たり3人以下となっているか。 （ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の場合） ユニットごとの入居者数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となっているか。</p>	はい・いいえ	サービス提供記録等
	<p>管理者（基準47条）</p> <p>○ 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 〔※事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。〕</p> <p>○ 管理者は、適切な指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているか。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める研修：都道府県及び指定都市が実施する「認知症対応型サービス事業管理者研修」</p>	はい・いいえ はい・いいえ	勤務表 修了証

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	内容及び手続の説明及び同意（基準3条の7準用） ○ 指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ○ 前項の同意については、書面によって確認しているか。	はい・いいえ はい・いいえ	重要事項説明書 同意書
	提供拒否の禁止（基準3条の8準用） ○ 下記の提供を拒むことのできる正当な理由がある場合以外、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 ※提供を拒むことのできる正当な理由 ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③利用申込者に対し自ら適切な介護を提供することが困難な場合	はい・いいえ	
	サービス提供困難時の対応（基準3条の9準用） ○ 利用申込者に対し適切な介護を提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じているか。	はい・いいえ	
	受給資格等の確認（基準3条の10準用） ○ 指定認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 ○ 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型通所介護を提供するように努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	要介護認定の申請に係る援助（基準3条の11準用） ○ 指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。 ○ 申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ○ 居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	心身の状況等の把握（基準48条） ○ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	はい・いいえ	サービス提供記録等（アセスメント）

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	居宅介護支援事業者等との連携（基準3条の13準用） ○ 指定認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ○ 指定認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ	サービス提供記録等
	法定代理受領サービスを受けるための援助（基準3条の14準用） ○ 指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定認知症対応型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（基準3条の15準用） ○ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定認知症対応型通所介護を提供しているか。	はい・いいえ	サービス提供記録等
	居宅サービス計画等の変更の援助（基準3条の16準用） ○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	サービス提供の記録（基準3条の18準用） ○ 指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ○ 指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の用意する手帳等に記載するなど）により、その情報を利用者に対して提供しているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	利用料等の受領（基準49条） ○ 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ○ 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。 ○ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用の支払を利用者から受けているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	領収証等

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	認知症対応型通所介護計画の作成（基準 52 条） ○ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しているか。 ○ 認知症対応型通所介護計画については、認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者、認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者、又は介護支援専門員の資格を有する者がとりまとめを行っているか。 ○ 既に居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ○ 認知症対応型通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ○ 認知症対応型通所介護計画の作成した際には、当該介護計画を利用者に交付しているか。 ○ 介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況等を記録しているか。	はい・いいえ	サービス計画等 ↓
	利用者に関する市町村への通知（基準 3 条の 26 準用） ○ 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 一 正当な理由なしに指定認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ	
	緊急時等の対応（基準 12 条準用） ○ 介護従業者等は、現に指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	マニュアル等
	管理者の責務（基準 53 条） ○ 管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 ○ 管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	運営規程（基準54条） ○ 指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定認知症対応型通所介護の利用定員 五 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	運営規程 重要事項説明書
	勤務体制の確保等（基準 55 条） ○ 事業所ごとに、介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にした、勤務の体制を定めているか。 ○ 当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しているか。 〔※ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務〕 については、第三者への委託等ができる。 ○ 介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	勤務表 研修計画等
	定員の遵守（基準 56 条） ○ 利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行っていないか。（※災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。）	はい・いいえ	
	非常災害対策（基準 57 条） ○ 非常災害に際して必要な具体的計画を策定しているか。 ○ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底しているか。 ○ 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしているか。 ○ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ○ 防火管理者又は防火管理についての責任者を置いているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 等
	衛生管理等（基準 58 条） ○ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 ○ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、保健所の助言、指導を求めるなど必要な措置を講じているか。 ○ インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、関係通知等に基づき、適切な措置を講じているか。 ○ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 等

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	掲示（基準3条の32準用） ○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	はい・いいえ	
	秘密保持等（基準3条の33準用） ○ 指定認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。 ○ 当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 ○ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	同意書（利用者・従業員）
	広告（基準3条の34準用） ○ 指定認知症対応型通所介護事業所についての広告は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	はい・いいえ	
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止（基準3条の35準用） ○ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にとって特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	はい・いいえ	
	苦情処理（基準3条の36準用） ○ 提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ○ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。 ○ 提供した指定認知症対応型通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ○ 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。 ○ 提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ○ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル等

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	事故発生時の対応（基準3条の38準用） ○ 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ○ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 ○ 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ○ 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。 ○ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。 ○ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル等
	会計の区分（基準3条の39準用） ○ 指定認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	はい・いいえ	
	地域との連携等（基準59条） ○ 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。	はい・いいえ	
	記録の整備（基準60条） ○ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ○ 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 （※提供に関する記録 一 認知症対応型通所介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録）	はい・いいえ はい・いいえ	（大田原市条例では5年間保存）

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 4 節 変 更 の 届 出	<p>変更の届出（法第 78 条の 5）</p> <p>事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号「介護保険法施行規則」第 131 条の 10）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定地域密着型サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>○ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等</p> <p>④ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p>	はい・いいえ	

※「基準」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号）を指します。